

生活道路における交通安全対策に関する
政策評価書

令和7年6月

総務省

前 書 き

交通安全対策については、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「交通安全基本計画」を 5 年ごとに策定している。

警察庁、国土交通省等の関係府省庁は、上記計画を踏まえ、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）や道路法（昭和 27 年法律第 180 号）等に基づく各種の交通安全施策を推進しており、これらの成果もあり、道路交通事故（人身事故）の件数は減少傾向にある。

この事故件数について、主として地域住民の日常生活に利用される「生活道路」とそれ以外の「幹線道路」に区分してみると、前者は後者に比べて件数の減少幅が小さい。また、我が国の事故死者は、歩行中・自転車乗用中の割合が諸外国と比べて高く、全事故死者の半分を占め、そのうち約半分が自宅から 500m 以内の身近な生活空間で発生している。

このような状況を踏まえ、現行の「交通安全基本計画」（令和 3 年 3 月 29 日中央交通安全対策会議決定）では、交通安全対策を講ずるに当たり、重視すべき視点の一つとして、「生活道路における安全確保」が挙げられ、関係省庁により交通安全施設等の整備、交通規制、通学路の合同点検などの施策が推進されている。

本政策評価は、生活道路における交通安全対策に関する政策について、市区町村ごとに、現場において実施されている当該対策の違いが生活道路での交通事故件数の増減とどのように関係しているか等について分析・評価し、事故の減少に向けてより効果的・効率的な取組が進められるよう、当該対策の内容や取組方法などの検討に資するために実施したものである。

今後、中央交通安全対策会議において、令和 8 年度から 12 年度までを計画期間とする第 12 次の「交通安全基本計画」の策定を予定しており、本政策評価が同計画の検討の一助になれば幸いである。

目 次

第 1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及び実施した時期	1
3	評価の観点	2
4	政策効果の把握の手法	2
5	調査対象機関等	2
6	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
7	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	3
第 2	評価の対象とした政策の概要等	5
1	政策の背景と概況	5
2	評価の対象とした政策	5
(1)	評価の対象、方法及び目的	5
(2)	評価の対象とした政策の全体像	6
第 3	政策効果の評価結果	10
1	現状の分析と評価の枠組み	10
(1)	生活道路における事故の発生状況	10
(2)	施設整備の考え方や手順	17
(3)	評価の枠組み	20
2	市区町村の取組の評価	21
(1)	施設の整備に係る体制・予算	21
(2)	事故発生状況の把握	24
(3)	施設の整備箇所の選定方法	41
(4)	施設の整備内容の決定方法	50
(5)	施設の整備効果の把握	59
(6)	その他	61
3	市区町村による取組と事故減少率との関係	67
(1)	分析手法	67
(2)	分析結果	67
第 4	まとめと当省の意見	73

用語集

本評価書で使用した用語の解説は、以下のとおりである。

用語	用語解説
A B S 作動	車両が急ブレーキをかけた際にタイヤのロックを防ぐことにより、進行方向を安定させる装置の作動
E T C 2.0	高速自動車国道及び国が管理する国道に設置されている E T C 2.0 路側機と、車両に搭載された E T C 2.0 車載器が双方向で通信をすることにより、車両の走行経路、速度、急ブレーキ・急ハンドル等の挙動情報を取得するシステム
幹線道路	法令上明確な定義はないが、道路法では、幹線道路網を構成する道路として、2 以上の都市、市区町村、高速自動車国道、主要港、主要観光地等をつなぐ道路である一般国道及び都道府県道を挙げている（道路法第 5 条及び第 7 条）。
交通反則通告制度	運転者がした一定の道路交通法違反（反則行為：比較的軽微であって、現認、明白、定型 的なもの）について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度
G I S	位置情報を持ったデータを視覚的に表示し、分析等を可能にする技術
G7	フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア及びカナダによる主要 7 개국首脳会議
車道幅員	車道のみ幅員のことで、道路種別及び中央分離帯等の有無にかかわらず、全て（上下線）の車道の合計幅員
ゾーン 30 プラス	最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする取組
単路	交差点、交差点付近、踏切等を除く道路形状 ただし、交通事故統計情報のオープンデータ上の単路には、交差点付近、踏切等が含まれる。
通過交通	ある地域を単に通過するだけで、その地域内には目的地を持たない交通
通学路合同点検	学校、道路管理者、都道府県警察等が合同で通学路の安全点検を定期的 to 実施する取組

二次点検プロセス	警察庁の「危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丙規発第16号、丙交企発第80号警察庁交通局長通達）で通知されている重大事故等の発生箇所で行った現地診断の結果を踏まえ、同様の道路交通環境にある危険箇所を発見して必要な対策を講じる都道府県警察の取組
光ビーコン	都道府県警察が道路上に設置した投受光器と走行車両のカーナビゲーション装置との双方向通信で得た情報を交通管制センターに送信する仕組みのこと。
物理的デバイス	車両の速度を低減させることを目的とした道路構造のことで、路面に設けた凸部である「ハンプ」、車道幅を物理的に狭める「狭さく」、車両通行領域の線形をジグザグにする「シケイン」などがある。
プローブ情報	道路を走る車両からネットワークを通じて収集された位置情報や速度、加速度などのデータ
法定外表示	警察庁の「法定外表示等の設置指針について（通達）」（令和6年7月26日付け警察庁丁規発第97号警察庁交通局交通規制課長通達）で通知されている「法定の道路標識等による交通規制の効果を明確にし、運転者に対して道路の状況又は交通の特性に関する注意喚起を行うなど、交通の安全と円滑を図るために設置する、路面表示、カラー舗装及び看板で、法令等で定められたもの以外のもの」とされている。
メッシュ地図	地域を網の目状の区域に分けた地図